

アシストなかの 登録生活支援員募集

中野区社会福祉協議会「アシストなかの」で実施している、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の「登録生活支援員」を募集します(業務内容は裏面をご覧ください)。応募希望の方は、まず下記の説明会にご参加ください。

- 募集人数： 5名程度
雇用条件： 登録制 時給1,250円 ※通勤手当あり(実費)
月1~5日程度の勤務、1回の勤務時間は3~4時間程度です。
応募条件： (1) 中野区または近隣区在住の20歳以上~64歳以下の方
(2) 人と関わることが好きな方
(3) 地域福祉活動や本事業に関心のある方
(4) パソコンを使用できる方
(5) 自転車に乗って活動できる方
(6) 禁固以上の刑に処せられていない及び破産宣告を受けていない方

説明会：2020(令和2)年 8月19日(水) 10:00~11:00

または 8月21日(金) 14:00~15:00

場 所：スマイルなかの3階AB会議室(裏面地図参照)

申込み：前日までに、お電話でお申込みください。
<各日先着20名>

地域福祉権利擁護事業とは・・・

- 「通帳や印鑑をどこにしまったか分からなくなった」
- 「公共料金などの支払いをしたか忘れてしまった」
- 「利用したいサービスの内容が分からない」



認知症、知的障害や精神障害などがある方に対し、定期的な訪問を通して、利用している福祉サービスの手続きや利用料の支払いの確認、また日常生活に必要な生活費の払出し、家賃や公共料金などの支払いを利用者と確認しながら行います。



登録生活支援員のしごと ある日のスケジュール



9:15 アシストなかの（社協）事務所へ出勤

9:30 専門員（職員）と利用者の支援内容の打ち合わせ・準備

9:45 社協出発 ※自転車で移動します

10:00 金融機関で、生活費の払出しや
家賃等の振込みをする。

ご利用されている福祉
サービスの利用料の支
払い等も行います。

10:30 本人宅で、郵便物や生活状況の確認をする。
生活費をお渡しし、ご本人に確認してもらう。
必要書類に署名をもらい、次回の支援日を伝え、退室する。



10万円給付の
申請ってどうや
ればいいのかし
ら？

特別定額給付金で
すね。書類を一緒
に確認しましょう！



11:15 事務所へ戻り、パソコンへ入力、訪問記録作成。
専門員（職員）に本日の利用者の様子や活動内容を報告する。

12:00 本日の業務終了



金銭を取り扱うため大きな責任が伴う仕事ですが、
利用者の皆さまが安心してご自宅で生活を送ることが
できるように支えていく、やりがいのある仕事です。

【説明会申込み・問合せ先】

社会福祉法人中野区社会福祉協議会
アシストなかの（権利擁護事業担当）

電話 03-5380-6444

FAX 03-5380-0591

〒164-0001 中野区中野5-68-7

スマイルなかの（中野区社会福祉会館）4階

（第3月曜・日曜・祝日はお休み）

